

新型コロナウイルス感染症にかかるガイドライン

福島県公立学校退職校長会

以下のガイドラインを原則遵守することにより、新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、本会会員の健康を守る。

- 1 評議員会、支部長会、理事会、監査会、県大会等開催の可否について
 - 緊急事態宣言中（県知事の要請時を含む）には、原則として招集開催せず、書面決済やWEB会議等によることとする。
 - 各支部における総会、理事会等も原則として同様の対応とする。
 - 2 事務局会の開催の可否について
 - 原則会長の指示によりその可否を決定する。
 - 各支部における事務局会の開催については各支部長の指示によりその可否を決定する。
 - 3 諸会議を開催する場合
 - (1) 会場選定 当該会場の収容人数の原則を遵守して選定する。
 - (2) 開催時間 原則として2時間程度（会場のガイドラインに準拠）で話し合い等が終了するよう配慮する。
 - (3) 出席可否 次に該当する場合は、出席させないことを原則とする。
 - ① 会議当日37.5度以上の発熱または平熱比+1度以上の発熱がある場合。また、息苦しさ、だるさ、咳、咽頭痛、味覚や嗅覚異常などの症状がある場合。その他体調不良の場合。
 - ② 会議開催日から起算して14日以内に感染拡大している国、地域へ訪問したことがある場合。
 - ③ 会議開催日から起算して14日以内に所属する職場や学校等において新型コロナウイルス感染症のため、閉鎖や臨時休業等があった場合。
 - ④ 会議出席者の同居する家族が、①、②、③に該当する場合も同様とする。
 - ⑤ 保健福祉事務所等から濃厚接触者として指定された場合。
 - (4) 会議開催
 - ① 終日、不織布マスクを正しく着用する。
 - ② 密を避けるため、使用施設のガイドラインに基づき、人数制限や着席間隔をとるなど、十分な距離を確保する。
 - ③ 会場入場時に体温測定をするとともに手指消毒を行う。
 - ④ 定期的に換気を行う。
 - ⑤ 会議開催前と会議終了後に消毒作業を行うことを原則とする。
 - (5) その他
 - ① 会議終了後、2週間以内に発熱、風邪症状があった場合、または、医療機関を受診して陽性者と判断された場合は、必ず主催者に報告し、主催者は関係者へ速やかに連絡すること。
 - ② 上記以外の諸活動にあっても緊急事態宣言中は原則中止、それ以外の場合は感染防止対策を万全にして行う。
 - ③ 本ガイドラインは、必要に応じ適宜見直す。
- ※ 令和5年3月8日現在、落ち着きを見せ始めているところであるが、本会会員の安全と健康を守るため、当面このガイドラインを維持する。

令和5年3月8日 第5版